

令和2年5月27日

ご相談者様
企業の皆様
関係機関の皆様

社会福祉法人 青い鳥
川崎南部就労援助センター
所長 西村 和恭
電話 (044) 201-8663

緊急事態宣言解除に伴う対応について

平素より川崎南部就労援助センターの事業に対し、ご協力を賜り感謝申し上げます。
4月7日の緊急事態宣言発令で当就労援助センターの業務及び職員体制を一部を縮小してまいりましたが、5月25日の宣言解除に伴い、下記の対応へ移行致します。
感染を拡大させないために、引き続き来所、訪問での相談を一部制限し、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

- ① 新規相談については、お申込みいただいた順番にご案内しております。初回面談はセンターでのみ行い、他の来所者と重ならないように日時を限定して実施致します。
- ② 来所相談については、全て予約での来所としております。急な来所でのご相談はお受けできない場合もございますのでご了承下さい。
- ③ 来所の際には、検温及び消毒のご協力をお願いします。
- ④ 訪問につきましては、感染拡大防止の為、当面は必要な場合のみとし、新型コロナウイルスの終息状況に合わせて徐々に増やしてまいります。
- ⑤ 就労援助センター内の消毒及び職員の健康管理をより一層徹底致します。

以上